

神戶博士
還曆祝賀
記念論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和十二年五月一日發行

經濟論叢

第四十四卷 第五號

(通卷第二百六十三號。禁轉載)

奉
呈

神戶正雄先生

執筆者一同

目次

滿洲移民の特異性と掃匪問題……………	法學博士 山本美越乃	一
農家の負債と負擔能力……………	法學博士 河田 嗣郎	一〇
現代社會學に於けるパレット社會學の地位……………	文學博士 米田庄太郎	三三
幕末の商稅論……………	經濟學博士 本庄榮治郎	三五
實際政策と政策原則……………	經濟學博士 作田 莊一	六六
『維新の詔』に於ける變革の國是……………	經濟學博士 石川 興二	七九
シュレーデルの王室金庫論……………	經濟學士 小山田 小七	七九
アダム・スミスに於ける自由主義社會の理念的構造に就いて……………	經濟學士 中川與之助	一一三
工場内勞働者教育事業の目的……………	經濟學士 大塚 一朗	一一九
アフタリヨンの貨幣心理說に就いて……………	經濟學士 松岡 孝兒	一二九
明治初年の官營産業に就いて……………	經濟學士 堀江 保藏	一四〇
財政學の基本問題……………	經濟學士 大谷 政敬	一八三
取引所實物化論と短期清算取引の應用に就いて……………	經濟學士 今西庄次郎	二〇二
貨幣の中立性に關する一考察……………	經濟學士 中 谷 實	二二八
リストの國民生産力說……………	經濟學士 白杉庄一郎	二三三
財政學と經濟政策論との交流……………	經濟學士 島 恭彦	二五〇

生産の構造と貿易	経済學士	松井 清	三六九
租税の農業に及ぼす影響	經濟學士	山岡 亮一	三八六
再保険と共同保険との接近	經濟學士	佐波 宣平	三〇三
耕地管理組合に就いて	經濟學博士	八木芳之助	三五五
熊澤蕃山研究序説	經濟學博士	黒 正 巖	三五六
水産經濟學と其の課題	經濟學博士	蜷川 虎三	三五二
輸入制限と國內物價との關係	經濟學博士	谷口 吉彦	三五三
昭和の税制改革	經濟學博士	汐見 三郎	三八五
自然利子論	文學博士	高田 保馬	四〇七
財政學者の鐵道經濟に關する研究論著に就いて	商 學 士	武藤 長藏	四四四
現段階に於ける租税體系	經濟學博士	土方 成美	四七七
支那南北辨	法學博士	財部 靜治	四九七
赤字公債の消化	經濟學博士	小島昌太郎	五三三

實際政策と政策原則

作 田 莊 一

政策研究を科學的研究と言ひ得るのは、實際政策を考案する以上に、政策原則を定立するからである。政策原則を立てることは、政策の科學的研究の主たる任務であり、政策學の名稱が許される所以である。

政策の研究は何故に科學的でなければならぬか。研究が科學的であると言ふこと其事には何にも意味がある譯ではない。これまで實際政策の多くは、政治機關に於て當面の必要に應じて調査考慮され決定實施されるを通例とする。多くの學者はそれを白眼視して、政策のことは學者の任務でないと濟まして居る。思ふに實際政策は特定の限られたる國に於て、——國際政策はその性質上別に考へる必要があるから暫らく除外して置く——、その生活目的を實現する政府の行動として、特定の事件に關して何を爲し如何に爲すべきかを思慮判定せるものであるから、幾多の政策が必しも意識的に一の系統の中に配置される譯ではない。實際政策が斷片的に考慮決定されることは、政策の性質上寧ろ然るべきことと思はれる。また實際政策が斷片的である限りは、幾多の政策の間の關聯を考へず、またその關聯の背後に存する國の生活の全貌及び主義を看過するから、一々の政策は批判的に考慮されず獨斷的に決定されることを通例とする。斯の如く實際政策が斷片的・獨斷的であることも、自由主義

制の下にあつては必しも咎むべきことではない。蓋しこの場合には、國家が如何なる實際政策を行ふべきかは、國家不干渉の下に起るべき弊害をその場合毎に除去又は防止しようとする消極的態度によつて決せられるからである。然るに近代の國の生活にあつては、初めより統一主義を以て立ち、徹底的自由主義なるものは思想家の目標となつて結局は無政府主義に到達するものであるから、現實には存立し能はざる生活原則である。自由主義制が力めて國家の干渉を遠ざけると云ふことは、統一主義を緩和する爲の干渉忌避に過ぎないから、たとへ消極的態度の政策決定であつても、斷片的・獨斷的なる政策決定を背後の統一主義に止揚することも出來得るのである。唯だ實際に於て自由主義制は、當面の必要を感じないから、統一主義の立場から自由主義的政策を吟味する筈もなく、また自由主義の思想家は自由主義制を統一主義の時代的例外と見ず、これと對立する生活主義と考へたるが故に、實際政策論をば唯だ非學問的なる處方箋であるかの如く輕視して了つたのである。マルクス主義者は政策の主體たる國家を支配階級の機關と見たるが故に、これまた政策の本質を看破することを得ないで、政策論を取上げる餘裕を持たなかつたのである。

自由主義制の下に於ける實際政策であつても、その時代的意義を認め得たならば、必しもこれを消極的態度を以てする斷片的・獨斷的政策に放置すべきではなかつたと思ふ。ましてや自由主義制を採らず或はこれを改廢して統一主義を更新的に擴充し實現する現代の諸國に於ては、國の生活を統一的に營む建前から、必ずや種々の政策を斷片的より系統的に調整し、且つ一定の系統的國策の一部として一々の政策を考慮し實施しなければならぬ。同時にまた種々の政策の間に矛盾なく相殺することなく、有害なる重複なく効果を削ぐやうな遺漏なく、

諸政策が相須ち相補ふて全面的に國の生活を安定せしめ繁榮ならしめるには、一々の政策がそれだけの實際目的に限らず、一層高き生活目的に照らされて當否如何を吟味批判されなければならぬ。即ち實際政策の考慮は批判的に行はなければならない。實際政策の決定及び實施を萬全ならしめるには、國の生活目的を最高基準となして一切の政策を系統的・批判的に考慮するを要する。それが實際には容易の事ではないとすれば、せめて國の生活の各方面に於て、即ち國の保安とか防衛とか外交とか保健とか教育とか經濟とかの其々の方面に就てなりとも、諸政策を系統的・批判的に考慮し決定しなければならぬ。尙ほこゝまでも進み得ない間は、例へば經濟政策の中心にて、農業政策・工業政策・交通政策等の各部門に於て系統的・批判的に諸政策を考慮することが、最小限度に於て強要せられるのである。

實際政策は、これを謬りなく有效適切に決定しようとするならば、これを斷片的・獨斷的に考ふることなく、一と他との關聯に於て、進んでは一體者の生活の分派として系統的に考ふべく、また一の政策が正當なることの保證は必ず一段高き生活指針の下に批判され肯定されることではなければならぬ。然るに斯の如く實際政策をば系統的に批判的に思慮すると言ふことは、それが即ち政策の科學的研究と言ふことではないか。觀照的態度に於て系統的・批判的に研究する所に觀照科學が成立する如くに、實踐的態度に於て系統的・批判的に研究する所に實踐科學が成立する。前者は成立するも後者は成立しないと云ふ譯はない。政策目的を看逃がした個人主義者又は政策主體を見失つた社會主義者は、始めより實踐科學を建設する權利を拋棄してゐるから、共に談すべき問題を持合せてゐない。政策主體と政策目的とを認める者にとつてのみ、政策研究が科學的に行ひ得られる。しかしそ

これは、「科學的」と言ふことが高尙らしい値打を付けるからと言ふのではなく、——科學的研究とか科學精神とかを過度に尊重する態度は近代歐羅巴文化の一特徴であるに過ぎない、——政策を系統的批判的に考慮することが即ち科學的研究に外ならぬと言ふことである。

二

政策の科學的研究に於ては、實際政策が準據すべき政策原則を立てることを主たる任務とする。換言すればそれは當爲を考慮する以上に當爲が準據すべき規範を立てると言ふことである。觀照的研究に於ては事實を知る以上、事實の根據たる理由を求め、この理論的研究が觀照科學の主たる任務となる。その如く實踐的研究に於ては當爲の上に規範を立てる。理由によつて事實が解明せられ、それで事實の認定が完了する如くに、規範によつて當爲が保證せられ、それで當爲の判定が完了する。理解せしめることが觀照科學の任務である如く、實際政策の正當なることを保證することが實踐科學の任務となる。獨逸の多くの學者は好んで學問を歴史・理論・政策の三つに分つが、これは不具の分類である。この三分法がこれまで政策の科學的研究を妨害し來つたことは、政策研究の盛んであつた獨逸に就て特に注意すべき點である。政策研究に於て實際政策と政策原則とを區別し、規範法則の研究が實際政策を保證する爲に必要なことが恰も事實を解明する理由法則に對比せらるべきことを知り、政策研究は始めて學としての意義を獲得するのである。

政策原則は實際政策に對して普遍的妥當性を有する。政策論の如き價值判定は人によつて相違する主觀的判斷に過ぎないから、普遍性の法則を求める學としては成立し得ないとせず見解は、近世歐羅巴の個人主義的認識論

より來る重大なる誤謬である。法則の普遍的妥當性と言ふものは皆な制限付きであり、唯一つ無制限なるものは神に出づる法則であらうが、その神ですらも同一の神として萬人に信仰されてゐないのである。學界に著聞せる獨逸學者の價值判定論争の如きは、人々が迷つた場合には如何に眞劍に力争するかを示せる一著例と言つてよからう。シュモラーの國民精神論では、尙ほ個人主義の迷信深きマツクス・ウェバーを克服する力が足りない。これまで我國に政策研究が振はなかつたことも、西洋の個人主義に追隨するからである。我學界にはウェバーを云々するものはあつても、シュモラーの程度のものさへ現はれなかつた。國民精神は政策研究を推進する偉大なる威力となるが、そのみにては未だ政策學を打建てる學問的基礎となるに不充分である。その基礎は國の生活を自覺する所の研究の立場である。この立場に於て始めて政策原則の普遍的妥當性が明確に示され、價值判定論争は終を告げる。正しい政策を立てる爲には實際政策と政策原則とを區別するを要するが、この區別によつて政策研究が法則を研究する科學性を與へられるのである。

三

實際政策と政策原則との關係に就て先づ考ふべき點は、二者は相須つ關係に立つが、しかし孰れも一から他を知ることは出來ないで、二者は別々に定立されなければならぬと言ふことである。これまで行はれたる實際政策は、必しも政策原則に準據して考慮されたものではなく、寧ろ多くは當面の必要に應じて適當と考へられる外に周圍の要望に顧み又は抵抗力と妥協して決められてゐる。されど斯かる實際政策の當否如何の判定は、それが當面の必要に應じて效果的なるや否やを吟味する上に、それが政策を施される生活場面に於て生活指導の原則に適

合せるや否やに就て判定されなければならぬ。尙ほまた新たに實際政策を考案するに當つては、前と同様に當面の要求に應じて效果的な方策を講ずる以上に、それが問題となれる生活の指導法則より導かれ、これに適合するものたるを要するのである。孰れにしても實際政策は、その指導規範たる政策原則に適合するや否やの判定によつて正當なることの保證を求めなければならぬ。

實際政策が政策原則に據つて正當なることを保證せられる點は、恰も裁判が法令に準據して決せられるとき正當なる判決となるが如きである。尤も判決は法令に準據しなければならぬが、法令に精通し法令の適用を誤らないと言ふだけでは、名判決とは言へない。それは裁判の事件に就て誤りなく事實を認定し、これに適切なる法的効果を付與するものでなければならぬ。優れたる裁判官と優れたる法律學者とは寧ろ同一人でない場合が多い。それにも拘らず判決に於ける法令の地位は動かすことを得ない。法令が甚しく不備であつた古代の裁判では、適用すべき法令がないまゝに適宜に決定された。この場合には裁判官の人物若くはその人が懐く正義律が信用されることが大切であり、これによつて判決の正當なることが保證された。近代の法治國となれば、裁判には必ず準據すべき法令があつて、これが判決の正當なることを保證する。然るに政策の場合には法治裁判に於ける法令に該當するやうな政策原則が備はつてゐない。勿論中央銀行法は中央銀行政策を、爲替銀行法は爲替政策を規定するが、これらの場合は概ね銀行業務の規定であつて、政策を指導する原則的規定ではない。例へば赤字公債の消化とか産業金融の擴大とかの政策を導く原則は、中央銀行法の中にこれを求めることは出來ない、否寧ろ反對に如上の政策を行ふに當つて業務上の支障を除く爲に銀行法を改める必要さへ生ずるのである。

國家が或實際政策を立てるとき、謂ゆる立案の趣意と云ふ文書の中には、その政策の指導法則と見るべきものを表明することがある。しかしこれは政策の必要なることを説明するに止まり、正式に國家意志の表現として公布さるゝ場合には、本文より除去されて政策支持の法則力を失ふのが通例である。そのみでなく、後にはその立案の趣意が忘却され、甚しきはそれと異なる方向に於て政策が行はれても、政策本文に反しない限りは誤れる政策施行とはならぬ場合すらある。但しこの場合に、已に世間より忘れられたる立案の趣意を持出し、これに反する政策施行の不當なることを批判するものがあるならば、それは實際政策は政策原則に準據して正當性を保證するべきであると言ふことを裏書するものである。

政策原則の研究は、先づ實際政策として行はるゝもの又は行はれたるものに就て、その中に含まるゝ立案の趣旨を探求する。かくて現實に見られる實際政策と政策原則とを知るが、これは「あるもの」を知るので「あるべきもの」を知つたのではないから、政策の實踐的研究はその次に來る。實踐的研究にあつては、先づ實際政策が實際目的を達するに於て效果的なるや否やを批判する。次に實際目的を捉へて實際政策が政策原則に適合するや否やを批判する。終に原則目的を捉へて政策原則が國の生活目的に適合するや否やを批判する。更にまた或問題に就て實際政策が存しない場合には、——これが寧ろ重要なる研究の場合となる——、新たに實際目的を達すべき方策を考案する。この實際政策はこれまで存する政策原則又は新たに立てられたる政策原則に照らして正當如何の考査を受ける。終に政策原則の正しきや否やに就ては、國の生活目的に照らしてその適合如何を考査する。國の生活目的が正しいかどうかの批判は、批判者が國の心に即して自體適合の判定を行ふのである。

實際政策は政策原則に準據すべく、これによつてその正當なることが保證せられる。従つて正則的に實際政策を考慮する場合には、必ず政策原則よりこれを導き來ることを要する。政策原則は實際政策を規定する指導法則となる。しかしこの場合に實際政策の内容が政策原則から持ち來たされるものではないことは勿論である。この點は事實を解明するに理由法則を以てするが、事實の内容が法則から知られるものでないと同様である。實際政策の内容は實際目的に應じ現當の事情に即して何を爲し如何に爲すべきかの行動を定めたものである。目的を達する爲に役立つ手段は行動の中に含まれるだけで、目的と手段とを並べ、手段を以て政策の主たる内容と見る多くの學者の見解は正しくない。斯の如く政策原則は實際政策を導くが、これを案出することは出來ない。試みに宗教の大家に就て日常業務の當爲如何に就て尋ねて見ても、適切なる答案は得られない。我が國民經濟の改善が我が國體に基かなければならぬことは明白であり、こゝに準據を持たぬ改善策は全く不當である。しかし如何に國體を重んずればとて、それだけにては現代の國民經濟を如何に改むべきかの方策は知り得られない。

實際政策は實際目的と現實の事情とから考案せられる。その實際政策を規定して所期の目的達成を過らしめないことが政策原則の任務である。當爲は規範から適合證明書を受領する。これは恰も理論を推して事實を知ることとは不可能であるが、理論なくしては事實は解明されず、事實の認識を完うしないと同様である。これまで多くの歴史家には、事實の記述に立籠り、理論による事實の解明を忌避する傾向がある。それには理論家の側にも責任があり、歴史を解明するのでなく歴史を打壞はす理論を提出するものもある。例へば唯物史觀の理論一點張で國史を解明しようとするやうな無謀な企圖さへある。勿論、誤れる理論は正しい理論に考へ直ほさなければなら

ぬが、しかし歴史を解明する理論の任務を輕んじてはならぬ。尙ほまた理論の中には論理や數理やを辿つて、歴史の解明に役立たないものもあるが、これは全き理論の一階層を占めるに過ぎないからである。歴史は理論を須ち、理論は歴史を須つて始めて觀照的研究が全くなる。かゝる意味の理論は動向法則であり、一定の具體的實在に具はる理論であり、これが、抽象的・構想的なる要素的・平面的なる理論を超へて立つ所の構成的・立體的理論であり、同じく具體的實在に即する歴史と相須つ所の理論である。かゝる觀照的研究に於ける歴史と理論との關係は、これを實踐的研究に移せば即ち當爲と規範との關係に外ならぬ。規範は當爲の中に内在するも、而かも多くの當爲を統一するものとして、當爲を超えてそれ自ら存立する。當爲は規範に導かれて正當性を保證されるも、而かも規範の與かり知らない特定の内容を持つ。當爲と規範とは相須つて始めて實踐的研究が全くなる。また當爲が具體的實現の問題に答ふる如く、規範もまた一定の具體的主體に即してのみ考へられる。當爲と規範とが同一の主體を持つと云ふことは、二者の關係を密接不離ならしめる。かくて吾人は次に實際政策と政策原則との主體性の問題に觸れなければならぬ。

四

實際政策と政策原則との對照に就て次に考ふべき點は、二者は別々の目的によつて決定されるも、而かも二者は同一の生活主體に即して定立されると言ふことである。實際政策にはそれ／＼特定の實際目的がある。それは政策法令の中に明示又は暗示されてゐる。政策原則の目的は同類の多くの實際政策に普遍的なる上位の原則目的である。例へば經濟政策・社會政策等にそれ／＼の目的があるやうに。而して順次に種々の原則目的を包括する

最上位の目的は國の生活目的である。國の生活目的は、勿論具體的實在たる一々の國の生活目的であり、それれ歴史的に決定されたる特徴を持つ目的であり、彼の國と此の國とを無差別に取扱ふやうな概念的な目的では致方がない。例へば國の生命力を保持し伸展せしめることは各國皆同様であると考へられるが、それですら國の生命力そのものが國々によつて要素及び構成力を異にする。ましてや生命力の發展内容に到つては、類似點こそあれ、決して同一に見做し難い本質的相違が存するのである。殊に我國にあつては、國體の固成と國運の開顯とに於て他國と選を異にする生活目的が存するから、我國に於て政策研究を試みる場合には、如何なることがあつても我國の生活目的を確つかりと念頭に堅持しないでは、如何なる政策論も第一次の正當性の考査に合格しない。これは政策學研究法の根本規定である。

國の生活目的から分派して順次に政策原則の目的が立てられ、政策原則の目的から分派して具體的事情に即する實際政策の目的が立てられる。従つて政策原則は必ずこの國と言ふ一定の生活主體に具はり、その主體の生活内容をなす所の生活行動たる實際政策に對して指導法則たる任務をとる。然るに學者の間には、この肝要なる規範の國性を無視せるものが少くない。彼等は規範に具はる普遍的妥當性を誤解して、これを多くの生活主體に共通する抽出的法則と考へる。かくて彼等は一の國に信奉さるゝ規範を直ちに採つて他の國に適用しようとする。例へば我國の生活目的を解しない者は、近くはイギリスの議會執權政治やロシアの暴力社會革命を以て直ちに我國の規範に擬し、遠くは支那の帝王道やギリシヤの正義道を引き來つて我が政策原則の正條に置かうとする。外國産の規範を採り入れることは國の生活を豊富ならしめる所以であるが、それには必ず其等を適當の地位に配置

し得る所の規範體系が先づ以て存立することを前提とする。この規範體系は國の生活目的を樞軸として構成せられ、我が具體的なる國體と國運とはこの體系の眼目となる。この前提さへ確立して居れば、如何なる國より如何なる規範を採入れても、悉く皆一定の具體的生活主體の下に立つ原則となり得るのである。またかくてこそ始めて外國文化排斥の愚擧なることが明かとなり、我に缺くる所は彼によつて補ふべく、外國文化の傳來は多々益々望ましいこととなるのである。

幾多の生活主體に共通する規範と言はれるものは、假想の主體に伴ふ規範であり、實は無主體的規範であり、否な規範から力を抜き捨てたる單なる立言に過ぎない。この點は嚴格に言へば個人生活規範にも當てはまる。甲乙丙丁にはそれ／＼の生活主體に具はる生活規範がある。其等に通じて同様なる規範があるとすれば、それは同一の具體的なる國に生活するものとしての規範を賦與されたものであり、それすらも各人の生活體系に收められて一主體の規範を成すのである。尤も個人は國の存在に次いで生じたるものであるから、同じ國に生じたる諸個人の間には多くの相通する規範が見出される。然るに國の生活となれば、世界歴史から國の歴史が派生したのではなく、諸國の歴史の交流周流合流する所に世界歴史が出現したのである。各國はそれ／＼の源流文化を以て出發し、その後文化交流によつて他國の規範を攝入れるとしても、それは自國の生活體系の中に收容されたるものであり、國と云ふ生活主體を須つて始めて當爲を指導する規範となり得るのである。歴史が具體性を持つことは言ふまでもないとして、國の生活に關しては理論と云へども無主體の理論は成立たない。當爲及び規範の研究に到つては、尙更、主體性の確立が先決前提であり、これを措いては研究は一步をも進み得ない。

政策原則即ち指導法則が法則として普遍妥當性を持つと言ふことは疑ない。然らば具體的生活主體の下に如何に普遍性が興へられるか。それは外でもない。指導法則が一生活主體の行動體系の中に列する多くの行動に向つて普遍的に妥當すると言ふことである。實際政策は國家の行動として施行されるが、同類の幾多の政策が一つの政策原則に據つて一樣に規定せられる。國の生活は一つの自體性即ち國性を有する生活であり、國の生活目的は彼此の代替を許さない獨自の目的である。その目的の下に幾多の政策原則が定立されるが、前者は後者に對して普遍的妥當性を有する。また一々の政策原則は一つの國の生活に即するの故を以て具體的に存立するが、それはその下に立つ幾多の實際政策に對して普遍的妥當性を持つ。以上の點は現實の國家の政策に就て見れば疑ない所であるが、學問的に求められる當爲及び規範に就て言ふも全く同様である。行ふこと、思ふこととは相戻らないやうに合致しなければならぬ。思ふことに反して行ふことは正しく行ふこととはならぬ。行ふことに反して思ふことは正しく思ふこととはならぬ。思ひ知ること、行ひ爲すこととは、道義的だけでなく、論理的にも一致すべきものであり、また實に一致し得る。それは思想主體と行動主體とが同一である所に根據を持つ。この同一を保持しないでは、觀照的研究も實踐的研究も共に眞の學問性を喪失する。世には生活主體としての國の生活に氣付かないで、個人主上主義の立場から政策論の研究を試みるものもあるが、これほど不合理的な無效果的な勞作をなすものは他に多くあるまい。

政策原則即ち指導法則が普遍的妥當性を有すると言ふことは、一先づ虛構の思惟的普遍性を清算して、次に實生活に即する實踐的普遍性に透徹するときに確め得られる。普遍性の法則を求めるとは科學及び哲學の主要な

る任務であると言はれるが、政策學もこの點に於て否應なしに科學の刻印を付せられるのである。

五

政策學の振はないことは久しいことである。不振の果てには、氣の弱い人々は政策學は成立し得ないと唱へてイツツプの狐のやうな自己慰安に耽る。「政策の貧困」も悲むべきことであるが、「政策學の貧困」も嘆かほしい。政策學に關心を持つ者は、過去を悔まないで、現代に新しく出直ほさなければならぬ。

國々にはそれ／＼獨自の國體と國運とが具つてゐる。我が國體を固成し我が國運を開顯すると言ふ二大眼目に徹底しない限りは、國の生活を指導する規範法則は勿論、これを了解せしめる理論にも近づくことは出来ない。

國體の問題が近時識者の間に眞剣に取擧げられて來たことは、學問の爲にも、欣快に堪えない。若も國體を明徴ならしめることが學問の進歩を妨げると考ふるものがあるとしたならば、それは國體を破る學問の進歩しないことを憂ふるものか、然らざれば國體の眞髓を知らず、甚しきは「國の生活」すらも知らない人々であらう。しかし國體を明徴ならしめることは極めて大切であるとしても、これのみにては尙ほ生活規範を立てるには不充分である。こゝに國運を開顯し隆昌ならしめると言ふことが、國の生活の指針たると同時に、政策學の基本としても要請せられる。これは政策學研究の内容的要請であると共にまた論理的要請でもある。天壤無窮の皇運を扶翼すると言ふことは、唯だ修身科や公民科の題目であつて、經濟政策學や社會政策學やの研究には關係がないと考へてゐる間は、我國の政策學は決して進歩する見込はない。我が國體に伴ふ我が國運の學問的研究こそ、我國の政策學即ち我等の政策學の發展にとつて最も肝要なる礎石となるのである。